

正誤表

2022年4月2日

2022年目標 TAC建築士講座

級	二級
講義	学科
科目	法規
教材	法規サブノート・問題集・法規タイムトライアル解答解説

日付	頁	誤	正
4/2	法規サブノート P27 下線部分を 修正	15. 罰則 ■ 士法38条 第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は……………。	15. 罰則 ■ 士法37条 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は……………。
	法規サブノート P61 36行目 下線部分を 修正	→令108条【 準耐火性能 に関する技術的基準】	→令108条【 防火性能 に関する技術的基準】
	法規サブノート P62 5行目 下線部分を 修正	→令109条【 準耐火性能 に関する技術的基準】	→令109条【 準防火性能 に関する技術的基準】
	法規サブノート P192 第3節バリアフリー法 下線部分を 修正	第3節 バリアフリー法 1. 用語 ■ 法2条【定義】 〔十六号〕 特定建築物 〔十七号〕 特別特定建築物 〔十八号〕 建築物特定施設	第3節 バリアフリー法 1. 用語 ■ 法2条【定義】 〔十八号〕 特定建築物 〔十九号〕 特別特定建築物 〔二十号〕 建築物特定施設
	問題集 P359 問184 解説 13行目 下線部分を修正	(1) 敷地面積の計算(法42条2項、令2条一号) 敷地 東側 の道路は中心線から2mの線が……………	(1) 敷地面積の計算(法42条2項、令2条一号) 敷地 南側 の道路は中心線から2mの線が……………
	問題集 P463 問230 枝1解説 下線部分を修正	1. 正しい。バリアフリー法2条 十八号 及び令6条七号により、……………	1. 正しい。バリアフリー法2条 二十号 及び令6条七号により、……………
	問題集 P467 問232 枝3解説 下線部分を修正	3. 誤り。バリアフリー法2条 十六号 、 十七号 及び……………	3. 誤り。バリアフリー法2条 十八号 、 十九号 及び……………
	問題集 P473 問235 枝5解説 下線部分を修正	〔参考〕：建築物省エネ法11条より、【特定建築物】とは、【居住のために継続的に使用する室(住宅部分)以外の建築物の部分(非住宅部分)の規模が 2,000㎡ 以上である建築物】である。	〔参考〕：建築物省エネ法11条より、【特定建築物】とは、【居住のために継続的に使用する室(住宅部分)以外の建築物の部分(非住宅部分)の規模が 300㎡ 以上である建築物】である。
	法規タイム トライアル 解答解説 P56〔No. 25〕 枝5〔参考〕 下線部分を修正		

問題集 P475 問236 枝1解説 下線部分を修正	1. 正しい。バリアフリー法2条 <u>十八</u> 号及び令6条七号により、……………	1. 正しい。バリアフリー法2条 <u>二十</u> 号及び令6条七号により、……………
問題集 P481 問239 枝ハ解説 下線部分を修正	ハ. 正しい。バリアフリー法2条 <u>十六</u> 号、同法令4条九号により、……………	ハ. 正しい。バリアフリー法2条 <u>十八</u> 号、同法令4条九号により、……………

以上のとおり、訂正をお願いいたします。